



内閣府

プレスリリース

食品表示基準の一部改正に係る答申について

令和4年12月14日
内閣府消費者委員会事務局

令和4年11月30日付けで内閣総理大臣から諮問を受けた以下の件に関し、消費者委員会食品表示部会において審議を行い、当該部会において結論が得られたことを受け、令和4年12月13日付けで、消費者委員会委員長より内閣総理大臣宛てに答申を行った。

◆ 令和4年11月30日付け諮問 食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）の一部改正について

1. 消費者委員会食品表示部会における審議経過は以下のとおり。
 - ・令和4年11月30日に諮問を受け、令和4年12月7日第69回食品表示部会において、食品表示基準の一部改正案について議論を行った。
2. 食品表示部会において結論が得られたため、令和4年12月13日付けで、消費者委員会委員長より別添のとおり答申を行った。

※別添：答申書（諮問を受けた食品表示基準の一部改正案を含む）

【本件問合せ先】内閣府 消費者委員会事務局

担 当：高瀬・新川・村田

電 話：03-3581-9380

F A X：03-3581-9476